



三友プラントサービス 執行役員

杉山 均 氏に聞く

産業廃棄物の処理委託は全ての取引で廃棄物処理法に沿って契約書を交わすことが求められている。このほど産業廃棄物の収集運搬と処分を行う三友アーラントサービス（相模原市、小松和史社長、042・773・1431）は、関連会社の早来工営（川崎市）とともに、産業廃棄物の処分を委託する際の契約書作成について新様式を採用、4月末から運用を開始した。契約書の一部を約款化しホームページで提供するもので、約款は4月27日電子署名を取得した。産業界初の試みという。新様式開始のきっかけを同社執行役員の杉山均氏に聞いた。

——新様式を発案したきっかけは。

「中間処理業といつても規模はさまざま、当社は相模原市に2カ所、横浜市、川崎市、千葉県東金市に中間処理工場を開設している。また、グループ会社の早来工営であれば全都道府県で収集運搬業の許可を取り活動している。さらに、焼却炉も炉により処理物質の得意・不得意が異なり、

産廃処理委託に新様式 契約の約款をHPで提供

メンテナンス時の対応やBCPの観点からも設備をマルチで使う契約をし47都道府県の許可書をつでも10枚以上となる。

たが、契約書量が膨大になる。顧客にも手間をかけるを得ない。また、顧客は契約書に最新

情報が契約書に反映されることは大変で、関東地

合会の様式4は約款併用式なので、これを元にし

てセキュリティ対策も守秘義務を負うこと

——「芝田総合法律事務所（東京都中央区）に新様式について約款をホームページで掲載することにより提供することを含めて十分に検討して頂き、一部修正をした上で、環境省に廃棄物処理法との適合性の確認も取って頂いていた。

——法的には問題ないのか。

——開始のスケジュールと今後の希望は。

——法的には問題ないのか。

——法的には問題ないのか。

は約款に記載する」とは。
「電子署名、タイムスタンプを利用して、電子契約を実現する。紙の契約は廃棄物の種類、約の導入をうんだセキュリティ対策も行ってい。現在も残っている紙の契約書の中に、紙の契約書の中には、かかるうえ不備があると、令の改正で水銀に関する契約書記載が必要になつたり、当社の川崎に新しい中間処理の許可を取得したりすると、その度に契約書を作り替えること

は。約款に記載する」とは。
「電子化により委託受託双方の業務の合理化に大きく役立つ。またコンプライアンスとして廃棄物処理法に書かれている内容をきちり出せることが大きい。変更履歴も含め、過去の約款の内容も分かるようになってい

して、顧客が安心してサ

ー。

——約款部分を電子化

した良さは。

——約款部分を電子化

して、顧客が安心してサ

ー。

——約款部分を電子化

した良さは。

——約款部分を電子化

して、顧客が安心してサ

ー。

——約款部分を電子化

した良さは。

して、顧客が安心してサ

ー。

——約款部分を電子化

した良さは。